

保管可能な物品		倉庫の種類	一類倉庫	二類倉庫	三類倉庫	野積倉庫	水面倉庫	貯蔵槽 倉庫	危険品 倉庫	冷蔵倉庫
第1類物品	第2類物品、第3類物品、第4類物品、第5類物品、第6類物品、第7類物品及び第8類物品以外の物品（米、茶、砂糖、繊維原料、紙・パルプ類、機械・器具、合成樹脂、ゴム製品等）	○ ※1	×	×	×	×	×	△ ばらの物品 に限る	△ ※2	×
第2類物品	麦、でん粉、ふすま、飼料、塩、野菜類、果実類、水産物の乾品及び塩蔵品、皮革、肥料、鉄製品その他の金物製品、セメント、石こう、白墨、わら工品、石綿及び石綿製品	○	○	×	×	×	×	△ ばらの物品 に限る	×	×
第3類物品	板ガラス、ガラス管、ガラス器、陶磁器、タイル、ほうろう引容器、木炭、パテ、貝がら、海綿、農業用機械その他素材及び用途がこれらに類する物品であって湿気又は気温の変化により変質し難いもの	○ ※1	○	○	×	×	×	△ ※2	×	×
第4類物品	地金、鋳鉄、鉄材、鉛管、鉛板、銅板、ケーブル、セメント製品、鉬物及び土石、自動車及び車両（構造上主要部分が被覆されているものに限る。）、大型機械その他の容大品（被覆した場合に限る。）、木材（合板及び化粧材を除く。）、ドラムかんに入れた物品、空コンテナ・空びん類、れんが・かわら類、がい子・がい管類、土管類、くづ鉄・くづガラス・古タイヤ類等野積で保管することが可能な物品	○ ※1	○	○	○	×	×	△ ※2	×	×
第5類物品	原木等水面において保管することが可能な物品	○	○	○	○	○	×	×	×	×
第6類物品	容器に入れてない粉状又は液状の物品	○ ※1	○	×	×	×	○	△ ※2	×	×
第7類物品	危険物（消防法第9条の4第1項の指定数量未満のものを除く。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法第3条第1項第8号に掲げるものを除く。）	×	×	×	×	×	×	○	×	×
第8類物品	農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏10度以下の温度で保管することが適当な物品	×	×	×	×	×	×	×	×	○

※1 第7類物品から除かれる指定数量未満の危険物等も保管可能

※2 第7類物品から除かれる指定数量未満の危険物等が該当